本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法等の一部を改正する等の法律（法律第一三号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の投資信託等の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子等の支払を受けるものとみなす措置を廃止することとした。（第二四条の四及び第二九四条の四関係）

㈡　個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例について、その対象に、毎年五月三一日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況の報告に係る滞納者以外の者が同日後の納期限に係る個人の道府県民税を滞納した場合を追加することとした。（第四八条関係）

㈢　修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の道府県民税若しくは市町村民税の所得割又は法人の道府県民税若しくは市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。（第五六条、第六四条、第三二一条の二、第三二一条の一二及び第三二六条関係）

㈣　給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の特別徴収義務者に対する通知について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知に代えて電子情報処理組織を使用する方法により通知事項を提供できることとし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなすこととした。（第三二一条の四及び第三二一条の六関係）

㈤　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした。（附則第四条関係）

(1)　適用期限を二年延長することとした。

(2)　空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとした。

㈥　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずることとした。（附則第四条の二関係）

(1)　適用期限を二年延長することとした。

(2)　空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとした。

㈦　上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡の範囲について、国税において対象とされる所得税法第六〇条の二第一項又は第六〇条の三第一項の規定により行われたものとみなされた上場株式等の譲渡を対象に含まないこととした。（附則第三五条の二の六関係）

㈧　平成三〇年度から平成三四年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が一万二、〇〇〇円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額（八万八、〇〇〇円を限度とする。）を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けることとした。（附則第四条の四関係）

㈨　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除制度の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第八条関係）

㈩　地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の一〇〇分の五に相当する金額を道府県民税の法人税割額から、当該合計額の一〇〇分の一五に相当する金額を市町村民税の法人税割額からそれぞれ控除する特例措置を講ずることとした。ただし、当期の道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額の一〇〇分の二〇に相当する金額を上限とすることとした。（附則第八条の二の二関係）

㈡　法人税割の税率について、以下の措置を講ずることとした。（第五一条及び第三一四条の四関係）

(1)　標準税率については、道府県民税一〇〇分の一（改正前一〇〇分の三・二）、市町村民税一〇〇分の六（改正前一〇〇分の九・七）とすることとした。

(2)　標準税率を超える税率で課する場合においても、道府県民税一〇〇分の二（改正前一〇〇分の四・二）、市町村民税一〇〇分の八・四（改正前一〇〇分の一二・一）を超えることができないこととした。

㈢　平成二九年四月一日以後に開始する事業年度分の地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額から控除する金額について、それぞれ当該事業年度に支出した当該寄附金の額の合計額の一〇〇分の二・九に相当する金額、当該合計額の一〇〇分の一七・一に相当する金額とすることとした。（附則第八条の二の二関係）

2　事業税

㈠　使用済燃料再処理機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした。（第七二条の五関係）

㈡　平成二八年四月一日以後に開始する事業年度に係る資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の事業税の標準税率は、次のとおりとすることとした。（第七二条の二四の七関係）

付加価値割	資本割	所得割	
一〇〇分の一・二（改正前一〇〇分の〇・七二）	一〇〇分の〇・五（改正前一〇〇分の〇・三）	所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の一・九（改正前一〇〇分の三・一）
		所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の二・七（改正前一〇〇分の四・六）
		所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の三・六（改正前一〇〇分の六）

㈢　修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。（第七二条の四四及び第七二条の四五関係）

㈣　北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道株式会社を除外することとした。（附則第九条関係）